遺棄の認定基準

第1 基準

父又は母が児童を遺棄している場合とは、父又は母が監護義務をまったく放棄しており、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合など、父又は母による現実の扶養を期待することができない場合をいうものであること。

第2解説

1 監護について

監護とは、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮していることをいい、 同居しているか別居しているかは問わないこと。

同居の場合には、基本的には監護していると考えられること。

また、父による定期的な仕送りや訪問、手紙、電話等による連絡等があることは、 監護しているものと考える材料となり得ること。

2 遺棄について

(1) 父の居住が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず発見できず不明である場合は、通常遺棄に該当すると考えられること。

しかし、父の居所が判明している場合であっても遺棄に該当する場合が考えられること。すなわち、父の問題行動(アルコール依存、ギャンブル依存、薬物依存その他の依存症、暴力行為、不貞行為、犯罪行為、多重債務等)のため、母が子を連れて家出した場合、又は、父に問題行動はないが、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合であって、かつ、母に離婚の意思(将来意思を含む。以下同じ。)がある場合には、遺棄に該当すると考えられること。

なお、上記の「監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合」には、父が 監護意思の表明をするのみで、実態として監護している事実が客観的に認められ ない場合を含むものであること。

- (2) 遺棄のケースは、これらにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、遺棄の認定に当たっては、離婚調停や審判の係争中で婚姻関係が継続している場合であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと判断される場合には、遺棄に該当するものとするなど、事実関係を総合的に勘案のうえ判断すること。
- (3) 父が母及び児童と同居している場合は、明らかに遺棄に該当すると判断できる 個別の事実関係がある場合であって、母に離婚の意思がある場合を除き、監護して いるものと考えられ、遺棄に該当しないこと。

別居している場合であっても、出かせぎ、入院等特定又は不特定の期間、就労、 事業、療養等のため別居しているが、目的達成後帰来することが予定されている場 合には遺棄に該当しないこと。

- (4) 父の監護意思及び監護事実が客観的に認められる状況において、母が性格の不一致又は他に内縁関係ができた等の理由により子を連れて家出した場合は、一般的には遺棄に該当しないと考えられるが、上記に該当する母が子を連れて家出した後のある時点から、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められなくなり、かつ、母に離婚の意思がある場合には、遺棄に該当すると考えられるので、事実関係を総合的に勘案のうえ判断すること。
- (5) 母子が税法上の扶養親族の取扱いを受けているか否かは遺棄の認定に当たって 判断の材料となるものであり、父が家出し行方が判明している場合、母子が扶養親 族の取扱いを受けていれば、一般的には父の扶養意思を推定する材料となり得る

が、たとえ税法上扶養親族の取扱いを受けているとしても、父の監護意思及び監護 事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思がある場合には、遺棄に該当す ると考えられるので、事実関係を総合的に勘案のうえ判断すること。

なお、生活保護を受給しているか否かについても、受給中の場合には父から遺棄 されている可能性が高いと思われるので遺棄の認定に当たって一つの判断材料と なり得ること。

- (6) (1)から(5)までの規定は、児童を監護する母の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ホ及び児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第145号)第1条の2第1号の規定に基づく支給要件への該当性を判断するためのものであるが、児童を監護する父の同法第4条第2号ホ及び同令第2条第1号の規定に基づく支給要件への該当性を判断する場合に準用すること。この場合において、「父」は「母」と、「母」は「父」と読み替えること。
- 3 遺棄を理由とする手当の請求があった場合には、遺棄調書により、遺棄の有無を確認すること。